

公営住宅法

発令 : 昭和26年6月4日法律第193号

最終改正 : 平成27年5月7日号外法律第20号

改正内容 : 平成27年5月7日号外法律第20号[平成27年5月7日]

○公営住宅法

[昭和二十六年六月四日法律第百九十三号]

[総理・大蔵・厚生・建設大臣署名]

公営住宅法をここに公布する。

公営住宅法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 公営住宅の整備（第五条—第十四条）

第三章 公営住宅の管理（第十五条—第三十四条）

第四章 公営住宅建替事業（第三十五条—第四十三条）

第五章 補則（第四十四条—第五十四条）

附則

（入居者資格）

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額